放火火災(1) 放火火災の実態

近所で連続放火事件が発生した。近年、放火は激減しており、連続放火も過去のことと思っていたので驚いた。放火は、一時は都市部の火災の40%を占めたこともあり、火災防止対策の重要項目だった。放火火災は犯罪であり、防火法令による規制で減らすことは難しいが、本稿では、この機会に放火火災について考えてみたい。

放火火災は2002年以降激減した

図1は、昭和30年(1955)から令和3年(2021)までの火災件数と、それを放火(本稿では、「放火の疑い」を含む)による火災と放火以外の火災に分けたものについて、その推移を見たものである。

まず、全火災件数については、昭和48年(1973) の73,072件がピークになっている。その後一時減少するが平成5年(1993)以降はやや増加傾向となり、さらに平成14年(2002)の63,651件を境に今度は急減して今に至っている。

放火については、昭和30年(1955)から平成14年(2002)まで一貫して増加したが、平成14年(2002)の14,553件(全火災の3分の1)を境に急減し、令和3年(2021)には3,888件と、ピーク時の4分の1近くに急減した。一方、放火以外の火災は、昭和48年(1973)がピークで、その後ほぼ一環して減少し、現在ではピーク時の半分程度になっ

ている。

図1からわかることは、昭和48年(1973)以降、他の火災原因による火災は減少傾向にあったのに、放火火災が急増したために全火災も一時増加傾向を示すなどしたが、平成14年(2002)以降放火火災が急減したために、この時期にようやく全火災についても減少傾向が可視化されたという事実である。

平成14年(2002)以降、全火災の件数が減少傾向にある理由として、以前は住宅用火災警報器(平成18年(2006)以降、全住宅に設置義務)の普及が主役ではないかなどと考えていたが、図1を見ると、必ずしもそれだけではなく、むしろ放火火災の急減の方が効いていることがわかる。

放火以外の火災の減少の理由

図2は、出火原因別火災件数の推移を5年ごと

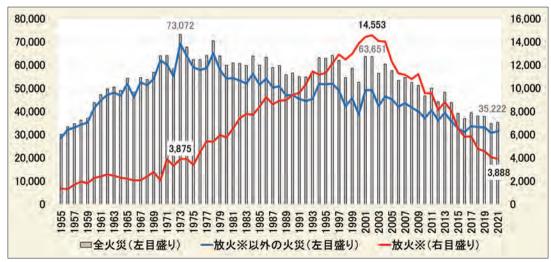


図1 放火※火災と放火※以外の火災(1955~2021)(消防白書より作成)

※放火:放火の疑いを含む

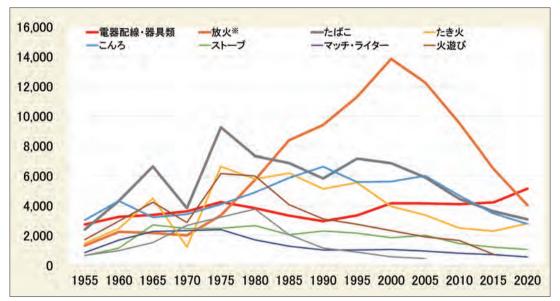


図2 出火原因別火災件数(1955~2020)(消防白書より作成)

※放火:放火の疑いを含む

に見たものである。放火以外の火災については、 この図では昭和50年(1975)以降、電気火災を除 き減少傾向にあることがわかる。

その理由については諸説あるが、私は、以下の3つが主たる理由ではないかと推測している。

- ①調理器具、暖房器具、風呂釜など熱を発する機械器具類のエネルギーが電気・ガスなど制御しやすいものに転換するとともに、出火防止技術が進んだこと
- ②喫煙者が減ってたばこ火災が減少したこと
- ③喫煙者の減少と調理器具や暖房器具が自動点火になったこと等に伴い、身近なところにマッチやライターが少なくなって、故意、いたずら又は過失による火災が減少したこと

このうち、①に、防火法令だけでなく各種の法令

による規制が貢献していることは言うまでもないだろう。

なお、電気火災については、日本では電気工事に対する規制と個々の製品の安全対策の向上等が早くから出火防止に大きな効果を上げた。昭和50年(1975)頃以降しばらくの間、電気の使用量が増大しても電気火災が増えない希有な国の一つだった。しかし、近年は電気器具類や配線類の増加が安全対策の向上を上回るようになったためか、電気火災は唯一増加傾向にあり、平成30年(2018)には放火火災に代わってトップになって、その後も差は開きつつある。

放火火災の減少の理由

放火火災が増加の一途をたどっていた平成14

22 「月刊フェスク」'23.8

年(2002)頃まで、放火火災の撲滅は火災予防行政の大きなテーマだった。この時期は、高度経済成長に伴い、地域共同体が弱体化して相互監視機能が弱まり、都市への人口集中によって匿名性が増すとともに、社会の歪みが強まった時期であり、それに比例するかのように、昭和40年代の後半(1970~74)以降平成14年(2002)まで、放火火災は一本調子で急増し続けた。

放火火災は、社会の歪みのしわ寄せを受けた者が意図的に行う犯罪という側面が強いため、意図せずに発生する火災に対する通常の出火防止対策では効果が薄い。その防止には、地域住民の監視力の強化など、人的、社会的な対応が不可欠である。その分、対策が難しく、社会の歪みが激化するのに比例して放火火災も急増していたものと考えられる。

近年になっても上記のような状況は変わっておらず、むしろひどくなっていると考えられるのに、 平成14年(2002)以降、放火火災が急減したのは 何故だろうか? それは、監視カメラの普及による 抑止効果ではないか、と誰もが考えるに違いない。

図3は、犯罪白書にある刑法犯に関する諸デー

タの推移を表したものであるが、窃盗の認知件数と図1の放火件数の増減の類似性は驚くほどである。警察庁は、平成14年(2002)以降の窃盗犯罪急減と検挙率の急増の原因の一つとして、監視カメラの普及を挙げている。

監視カメラの設置状況に関する公的な統計データは見当たらないが、平成14年(2002)に新宿歌舞伎町に50台設置されて以降急増するようになり、現在の設置台数は全国で500万台を超えたなどと言われている。「監視カメラが見張っているかも知れない」という警戒心が抑止力になって放火が激減した、というのはまず間違いないのではなかるうか。

放火火災の統計的考察

令和2年(2020)の火災年報第77号で、放火火 災がどこで発生しやすいかを見てみると、件数的に 最も多いのは路上のゴミ箱や電柱のポスターなど が燃える「その他火災」で2,007件(放火率(火災 件数中に占める放火火災の割合)19.0%)となっ ており、2番目が「建物火災」(が放火によって発 生する場合)で1,727件(同8.9%)となっている。

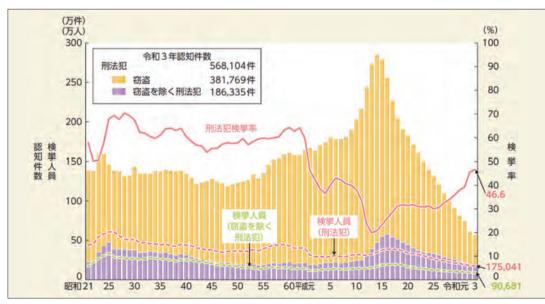


図3 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移(令和4年犯罪白書)



図4 放火※火災の着火物(2019 n=4567)(林野・船舶・航空機火災を除く)(消防庁火災報告データより作成) ※放火: 放火の疑いを含む

次いで「車両火災」の223件(同6.4%)、林野火 災の91件(同7.3%)となっている。いずれも、件 数、放火率とも、以前より大幅に減っている。

図4は、消防庁火災報告データから、放火火災で最初に着火したもの(放火されたもの)別の火災

件数を見たものである。これを見ると、建築物本体や家具調度類など、本来そこにあるべきもの(図4で青く表示)に放火されるより、本来そこにあるべきではない枯草、屑類などの放置物品や繊維製品などの持ち込み物品に放火されるケースの方が

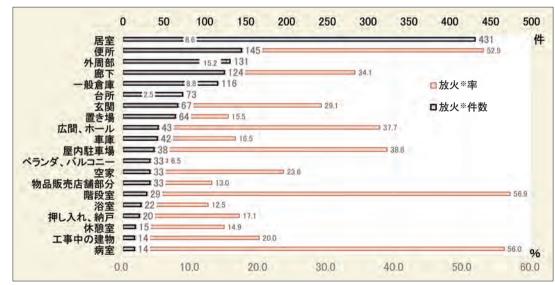


図5 建物火災で主に放火*される箇所と件数及び放火*率(2020)(火災年報より作成)

※放火:放火の疑いを含む

24 「月刊フェスク」'23.8 [月刊フェスク」'23.8

もう少し知りたい 防火法令の基礎知識

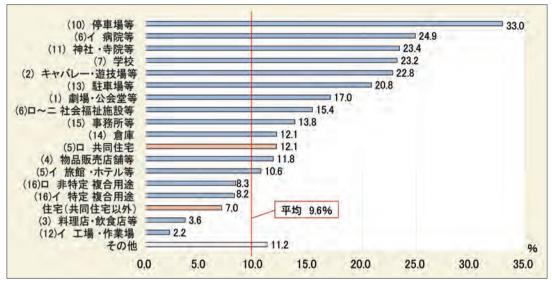


図6 防火対象物の用途別火災件数に占める放火※率(2018~2020 n=61,132)(火災年報より作成)(用途は 消防法施行令別表第一による) ※放火:放火の疑いを含む

圧倒的に多いということがわかる。持ち込み物品の中に灯油等が156件、ガソリン等が106件あるのも要注意である。ガソリン等に火を着ける悪質放火については次回述べる。

いずれにしろ図4は、家の周りに燃えやすいものを放置したり、可燃物を持ち込んで火を着ける隙を与えたりしないことが、放火対策として有効であることを示している。

また、図5は、建物火災で主に放火される箇所と件数及びその放火率を見たものである。居室は放火件数が圧倒的に多いが、放火率は低い。これは、火災報告上「居室」として計上される部分が多いため、居室を出火場所とする火災が多くなっているもので、必ずしも居室が放火されやすいとは限らないと考えられる。放火件数2位以下の便所、外周部、廊下、一般倉庫などは、外部から接近しやすいとか、人目につかないなどの場所であり、それ以外の部分も同様の傾向のある場所が並んでいる。放火件数は少なくても、放火率の高い階段室、屋内駐車場、広間やホールなども要注意である。なお、病室は、放火件数は少ないが放火率は極めて高い。これは、病気のストレスなど別の要因が絡んでいそ

うである。

図6は、防火対象物の用途別火災件数に占める 放火率を見たものである。信頼度を上げるため、 平成30年(2018)から令和2年(2020)まで3年分 のデータを用いている。これを見ると、以下のこと がわかる。

消防法施行令別表第一(10)項(停車場等)(以下、「(10)項(停車場等)」などと略す。)は、放火率が3分の1と最も高くなっている。以下(6)項イ(病院等)、(11)項(神社・寺院等)、(7)項(学校)などの放火率が高くなっている。これらはいずれも、外部から接近しやすく、かつ、時間帯によっては無人になる部分が多いなどの特徴が見てとれる。病院等については、上述のように、病室の放火率が高いという別の要因も考慮する必要がある。また、(3)項(料理店・飲食店等)や(12)項イ(工場・作業場)は、放火以外の火災が多いために、相対的に放火率が低くなっており、必ずしも放火危険が低いわけではないと考えられる。

いずれにしろ、放火率の高い用途の防火対象物 については、放火は出火防止対策として重要な考 慮事項になることに留意する必要がある。 メモ